	新潟市教育委員会 平成25年9月 定例会会議録						
日時	平成25年9月4日(水) 午後3時00分						
場所	市役所本館6階 第1委員会室						
出席委員 (6名)	齋 藤 委員	長	欠席委員				
	沢 野 委	員					
	佐 藤 委	員					
	吉 村 委	員					
	織田委	員					
	阿 部 教育	育長					
	職・氏名			職・氏名			
会議に出席 した職員 (18名)	教 育 次 長	渡邉	尚人	学校課	支 援 長	高 橋	恒彦
	教 育 次 長	斎 藤	博子	地域と学 あい推		河 内	一美
	教育総務課長	岩名	俊明	生涯学習		三保恵	美 子
	教育政策担当課長	上所	隆	生涯学習		高 橋	治
	学務課長	木村	綾 恵	中央区企画管		松原	伸 直
	施設課長	本間	寿晴	中 央 🗵 サービ		山下	洋 子
	保健給食課長補佐	真田	裕子				
	生涯学習課長	鈴木	緑				
	教職員課長	高居	和夫	教育総課長	総務課補佐	荒木	宣孝
	総合教育センター所長	吉原	修 英	教育総務		石 田	貴 宏
その他の							
出席者 (名)							

開会	時 刻	午後3時00分
付議事件 (1件)	宣言者	委員長
	議案番号	件名
	議案第 21 号	議案第21号 平成25年9月議会定例会の議案 について (1) 平成25年度新潟市一般会計補正予算につ いて (2) 新潟市公民館条例の一部改正について (3) 新潟市西川学習館条例の一部改正について
報告 (1件)	記号	件名
		平成25年度新潟市奨学生等の選考結果について
協議題(0件)	記号	件名

第1 開会宣言

○委員長

午後3時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に 吉村委員及び織田委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長

これより付議事件に入ります。

「議案第21号 平成25年9月議会定例会の議案について(1) 平成25年度新潟市一般会計補正予算について」施設課長に説明 をお願いします。

○施設課長

本議案の内容は、緊急に改修が必要な小中学校の校舎外壁について補正予算を計上し、改修を行うものです。補正するに至った経緯を説明いたします。平成25年6月19日に新通小学校において、縦15センチ、横5センチ、厚さ3センチ程度の外壁の一部が二つ落下しているのを発見いたしました。この事故を受けまして、同年代以前に建設、建築されたすべて校舎および体育館の外壁について、施設課の技術職員による緊急点検を実施いたしました。

また,当年代より新しい施設につきましては,学校に再点検 を依頼し,その結果,落下の不安があるとの報告があった施設 についても同様に,当課の技術職員による緊急点検を実施いた しました。

調査結果についてですが、調査を行った全 44 校のうち、外壁落下の危険度が高く、緊急に対応が必要もしくは改修が必要な面積が大きく学校運営に支障を来す判断したものが合計 6 校でした。また、平成 26 年度当初予算要求とすることとしたものが11 校ありました。さらに、直近に改修、改築工事の予定があるために、いったん立ち入り禁止措置などの応急対応をしたものが4 校でした。

以上の調査結果を受けて、緊急度が高いと判断した中野山小学校、牡丹山小学校、関屋小学校、曽野木小学校、新通小学校・山の下中学校の6校について補正予算を計上し、今年度中に完了を目指して外壁改修工事を実施することとしたものです。また、補正額は歳入、歳出ともに同額で記載のとおりとなっています。

○委員長

この件に関して、質問あるいは意見のある方はお願いいたします。

○佐藤委員

いつごろまでに工事を完了できるのですか。

○施設課長

ただいま設計の段階に入っておりますので、実際の工事は 12 月から始めまして 3 月までということで、年度内に終わる予定 です。

○委員長
そのほかにいかがですか。

新通小学校と同年代以前の全校舎についてと書いてありますが、同年代とはいつごろですか。

○施設課長 昭和44年の建築です。今から44年前になります。

○委員長 それに該当する学校が44校あったということですか。

○施設課長 それに該当する学校が 37 校ほどありまして, その他 7 校ほ

ど,もっと新しいのですけれども,少し心配なので見てくださ

いと言われた学校を合わせますと44校になります。

○委員長 そのほかにご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

続いて同じく「(1) 平成 25 年度新潟市一般会計補正予算に

ついて」中央図書館企画管理課長に説明をお願いします。

〇中央図書館企画管 理課長 これは、公民館・図書館を核としたネットワークづくり、生涯学習施設整備事業の補正予算となります。

平成 26 年度中に開館予定の新津図書館の書架の備品購入費の補正予算となります。当初,平成 24 年度,平成 25 年度にわたる建設工事が竣工後,書架作成と設置を平成 26 年度に行う予定でしたが,書架の設置を工事請負費から備品購入費に変更をいたしました。ところが,2,500万円を超える物品調達がWTO案件となりまして,準備を含め公告,契約締結まで約2か月,書架の設計から設置まで約3か月,引っ越しや館内整備など開館準備に約2か月かかることが分かり,全体で7か月ほどかかることになりました。

そうしますと、利用者説明会等で説明しておりました平成 26 年度秋口の開館に間に合わないことになります。また、利用者説明会等において早期の開館を望む声が多くあり、今回の補正予算で当初の開館予定よりももう少し早くしたいとも考えております。補正額は記載のとおり 8,840 万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 この件に関して質問,ご意見のある方はお願いいたします。

設置に関してですが、なぜ、工事請負費から備品購入費に変わったのですか。なぜ最初から備品購入費ではなかったのです

か。

〇中央図書館企画管 理課長

○沢野委員

最初は工事と考えていましたが、工事期間が平成24年、平成25年と竣工時期が決まっており、それを延長することがなかなか難しいということもありました。そこで書架を備品購入費で処理するように変更しました。

○沢野委員 そのため、WTO協定に基づいた手続きをとらなくてはいけなくなったということですか。

〇中央図書館企画管

理課長

そうです。備品購入費は 2,500 万円がWTO案件の基準になります。けれども、工事請負費は、これより金額の基準が高いのでWTO案件としなくて済むということがありました。

○吉村委員

素人考えかもしれませんけれども、最初は工事請負費であったものを備品購入費に変えたということは、例えば、企画の段階で工事扱いの建設に入る書架から、備品、物に変更したのではないかと私は想像するのです。例えば下駄箱などでも、設置型であると工事に入る場合もあるだろうと。当初そうしたものを備品に変えたということによって不都合等は生じないのか。その辺も含めてお願いします。

〇中央図書館企画管 理課長 確か動かせる書架は備品で、固定の書架は工事でやるということもあります。今まで図書館を何館か建設しておりますが、工事であったり、また備品というやり方もありました。今回の件については平成24年、平成25年の2か年で本体工事を完成させることが計画としてありました。しかし、工事を期間中に間に合わせるには少し期間が足りないということで、平成26年

○吉村委員

当初の計画と変えたわけですから、目的にそぐわなかったり、 不都合が生じなかったのですかということをお聞きしたいので す。

○中央図書館企画管

それについては大丈夫です。

理課長

○吉村委員

分かりました。それがいちばん大事なところなので。

度に備品購入ということで計画を変更しております。

○佐藤委員

WTO協定というのは何ですか。

〇中央図書館企画管 理課長 WTO協定というのは、政府調達の方法で、例えば、政令市 あるいは国が備品を調達する場合に一定の金額を超えると、日 本国内だけでなく外国からも参加できるというものです。

○佐藤委員

どういう国でやっているのですか。

○委員長

佐藤委員の質問は、WTOとはそもそもどういうことかということと、それに関してWTO協定に基づいた手続きとはどういう意味かということです。

○佐藤委員

単純に質問を変えます。平成25年度中に改築事業が終了予 定ですね。その改築事業の工期が延びたということですね。

〇中央図書館企画管 理課長 当初の予定では、秋口と申し上げましたけれども、内々には 10月と考えていました。

○佐藤委員

平成26年度の10月に開館予定だと。

〇中央図書館企画管 そういった心づもりがありました。ところが、平成 26 年度にW

TO案件ということで調達しますと7か月かかります。それだ

理課長

と4月から数えて10月には間に合わなくなってしまいます。

○斎藤教育次長

政令市以上の自治体は,一定の金額以上の備品購入は,日本

国だけではなくて海外からの調達も考慮しなければいけないのです。

○佐藤委員

海外企業からも見積りをとらなければいけなくなり、そのため見積りをとる期間が延びたということですね。秋葉区の皆さんには平成 26 年 10 月に開館と言っていたけれど、WTO協定の手続きがあるため、開館が延びてしまうということですね。そのために備品購入費である書架の設置を前倒しするのがよく分からないのです。

〇中央図書館企画管 理課長

平成 26 年度の予算執行では間に合わないので、今年の 9 月の 補正で予算をつけてもらうことになります。

○斎藤教育次長

改築事業工事は平成 25 年度末, 平成 26 年 3 月までなのです。 当初, この書架設置も工事請負費にいれていましたが, 本体を 造ってから設置をしますと, 当初の工事完了期間である 3 月中 旬も間に合わない。それで工事請負費から備品購入費に変えま した。変えたのだけれども, WTO案件なので平成 26 年 4 月か らやると 7 か月かかってしまいます。そうすると開館時期が遅 れます。それではまずいので平成 25 年度補正予算で対応するこ とにして, すぐ手続きをはじめたいと。すると当初予定してい た秋, もしくはもう少し前倒しして早く開館できるかもしれな いということです。よろしいでしょうか。

○佐藤委員

備品調達で海外からも購入を検討しなければいけないのがWTO協定で、この基準の金額が2,500万円以上ということですか。2,500万円で世界中から何か月もかけて見積もりをとらなくてはならないのですか。分かりました。

○委員長

そのほか,ご質問,ご意見はありませんか。

定例会はいろいろな方がいて、今のように詳しい方からの補助発言が理解を深めていくことに役に立ちまして、本当にありがとうございます。逆にいいますと、説明する方はもう少し分かりやすく説明してください。これを読んで分かる市民はほとんどいないと思います。文章をただ読んで説明するのではなく、できれば、皆さんが分かりやすく、1回ですっと落ちた中で意見や質問をしていくのが本来の会議の趣旨ではないかと思います。今後、ひとつよろしくお願いします。

続いて,(2)「新潟市公民館条例の一部改正について」及び(3)「新潟市西川学習館条例の一部改正について」これは関連がありますので,一括して説明をしていただいた上,審議をします。中央公民館長に説明をお願いします。

〇中央公民館長

この資料は二つの条例の改正概要をまとめたものとなっております。まず、「新潟市公民館条例の一部改正について」説明させていただきます。内容は4点ほどになります。1点目は、公

民館分館の廃止及び格上げとなっております。新潟市の公民館 分館のあり方について、公民館運営審議会正副議長より答申い ただきまして、それを踏まえた再配置となっております。まず は、北区、南区ならびに東区管内における記載の 15 分館をコミ ュニティセンターとして地域移管し、分館としては廃止するも のです。次に、西区管内の小針青山公民館を地区公民館へ格上 げするものです。現在、同館には正職員を配置しており、利用 者数も格段に多い環境にあるため、組織上の位置づけを地区館 といたします。

2点目ですが、坂井輪地区公民館の使用料の改定です。現在、 西区役所分館であるところを公民館、図書館、まちづくりセン ターとして全面改修することから、公民館の部屋の名称及び使 用料を改めるものです。

3点目は、黒埼北部公民館及び漆山公民館の使用料の改定です。公民館の部屋のうち比較的広いものについては、かねてより利用者団体から分割使用の要望があり、実際に分割して使用することが可能な構造を持つ黒埼北部公民館の会議室と漆山公民館の講堂兼会議室を2分割することとしまして、それぞれの使用料を設定するものです。

4点目は、西川地区公民館の利用時間帯の改定です。一般的な公民館の利用時間帯にあわせて、午後、夜間の利用時間帯を 改めるものです。

続きまして、「新潟市西川学習館条例の一部改正について」説明させていただきます。これも4点あります。1点目は、多様な利用ニーズに対応するため、営利目的の利用を認めて、この場合の使用料は2倍にするものです。

2点目は,使用料の徴収時期を利用の許可時から利用開始前 に変更するものです。

3点目は西川地区公民館の利用時間帯を改定することにあわせ、利用時間割及び使用料を改めるものです。

4点目は、市外に住所を有するものが利用した場合の使用料の割り増しが今まで規定としてありましたが、これを廃止するものです。

最後に、施行日ですが、この二つの条例の一部改正は、平成 26年4月1日から施行するものとします。ただ、坂井輪地区公 民館の使用料の改正は、改修工事の進捗状況によりますので、 公布後1年以内の定める日とするものです。

以上が、今回の改定の内容です。以下、議案書に、今ほど私が説明した詳しい改定内容及び新旧対照表を添付しています。 よろしくお願いします。

○委員長

今の説明につきまして,ご意見,ご質問のある方はお願いい たします。

○吉村委員

網掛けの営利目的の人にも使用を許可するということですが、どこを見ればよろしいでしょうか。

○中央公民館長

新旧対照表をご覧いただけますでしょうか。こちらの右側が 現在の表となります。ご覧いただきますと、備考の3番の下線、 入場料、会費またはこれらに類する金銭を徴収する場合。これ と、現行部分の利用の制限というところで、5条の(2)学習 館を営利として利用するおそれがあると認められる場合は許可 をしないとなっております。それらをまとめて左側の、改正し ようとする案がありますけれども、こちらで一括して、宣伝そ の他の営利の目的をもって利用する場合ということを想定いた しまして、この場合は、使用料の2倍に相当する額とまとめて させていただきました。

○吉村委員

私が確認したかったのは、多様なニーズに対して営利な目的があっても利用を許可すると改正したわけですけれども、許可する前のしばりがどこかに書いてあるのかということが知りたかったのです。営利目的だからといってすべて許可というわけにはいかないと思いましたので、その辺について条例でどの程度まで触れていたのかと。

〇中央公民館長

西川学習館ですから、基本的に営利目的は認めております。 使用料は2倍ですが、ここで物販をしてもいいことになっています。公民館使用とはまた別のカテゴリで、西川学習館として使っていただくにはいいことになります。ただ、営利といっても公序良俗に反する場合は、利用できないと我々の公民館の利用の内規で決めております。条例や規則等でそこまで踏み込むと、カテゴリがかなり広いので、なかなかやりきれない部分があります。

○吉村委員

それはその次の公民館規則のところでチェックするということですね。

〇中央公民館長

公民館では、基本的に営利利用を認めておりません。例えば 生涯学習センターは、文化会館として利用する場合は、営利利 用が可能です。その場合は、一般的に公序良俗に反するものや、 明らかに社会正義に反するもの以外、例えば営利目的の利用は それなりの利用料を払っていただければ認めるという整理にな ります。

○吉村委員

聴き取りができません。私は改定はけっこうなのです。公序 良俗に反しないものということが大事なわけですから、それに ついてはどこでだれが確認するのかということと、どこかに記 してあるのかということを質問しています。 〇中央公民館長

公民館の内規で定められている部分もあります。基本的には 施設の長が、営利利用を認めることになります。例えば文化会 館の館長であっても。

○吉村委員

この場合,西川学習館であれば、具体的にどこのどなたがそういったことをチェックされるかということをお答えいただければいいです。

○中央公民館長

基本的には館の館長が判断いたします。営利であっても認められるものと認められないものについては館長が判断いたします。

○吉村委員

館長が判断するというきまりになっているわけですね。

○中央公民館長

利用許可の責任者になります。

○委員長

吉村委員の質問の趣旨は、どこかに条文みたいなものがある のか、決まりがあるのかということですね。

○吉村委員

言葉は難しいのですけれども、社会的に貸してはいけない団体があるかもしれない。そういう場合に、新潟市はこういうことに基づいてするということが書いてあるかどうかということを聞いているのです。

○佐藤委員

例を言いますと、かつて新潟テルサで引きこもりの子どもたちを対象にしたセミナーみたいなことをやっていたのです。公序良俗というカテゴリではないし、営利目的でもないのです、その辺の判断がかなり難しいのです。その辺りもきちんと館の責任者の判断ではなく、ある程度のガイドラインが必要ではないかと。何らかの形の明文化が必要でしょうと。

○委員長

吉村委員の質問は、そういうことがどこかに記されているのかという質問なのです。そういうものはないのですね。

〇中央公民館長

詳しく,これと列挙するものはありません。あくまでも判断の中で,各館の館長が営利にしても認められるものか,これ認められないものか。一つ一つ例示をして細かく出しているものはありません。

○吉村委員

館長、教育委員会でいえば教育長がそれを許可するとか、そ のように書いてあるのかどうか。

○斎藤教育次長

条例の新旧対照に、利用の制限として、今回は、営利目的のところを削除すると新旧対照表が載っています。改正後でいえば、第5条の(3)前2号に掲げるもののほか、教育委員会が学習館の管理上支障があると認める場合、この場合は利用を許可しないということですから、どのような場合かというのは、ケースバイケースでその時によるだろうし、公民館であれば、支障とはどういうものかを内規で作っているということです。けれども、申請されたものについて、これに従って、責任者なり館長、教育委員会が選定することによって、長が許可権限を

持っていれば館長が判断するということです。

○吉村委員

私がとりあえず自分で見つけられなかったものですから、まずはこれを見たいなと思ったのです。要するに教育委員会の管轄になっているわけですね。

○委員長

最終的にはそういうことになるわけですね。

○佐藤委員

私はこれに関してはまったく異論はありません。先ほど申し上げたように、公序良俗に反しないものでも少し問題がある場合に、その辺のガイドラインを共通の認識として、教育委員会として通達する必要があるし、そういうことも合わせて今後やっていく必要があります。

○委員長

そのほかにご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、議案第 21 号の説明を受けました。承認してよろしいでしょうか。議案 21 号は承認されました。

第4 報 告

○委員長

続いて報告案件に入ります。「平成 25 年度新潟市奨学生等の 選考結果について」学務課長より説明をお願いいたします。

○学務課長

新潟市奨学金と新潟市社会人奨学金の平成 25 年度の奨学生 の選考が終わりましたので、報告をさせていただきます。

奨学金の募集となりますが、新潟市奨学金、社会人奨学金の広報につきましては「市報にいがた」やホームページに掲載したほか、学校や区役所などの関係機関などに募集要項を配布させていただき、6月10日から7月12日まで申請を受け付けました。

次に、奨学生候補者の選考についてです。選考に際し意見をいただくために、新潟市奨学生等選考委員会を8月6日に開催いたしました。選考委員会の意見も踏まえて、奨学生の選考を決定し、選考結果通知を申請者あてに8月9日に郵送で通知いたしました。結果につきましては、記載のとおりで、高等学校の申請が7名、専門学校が11名、短期大学が6名、大学が74名、大学院が11名、計109人の申請がありました。135人募集したところでしたが、109人の申請がありまして、その中で、所得基準で1人と学力基準を満たさなかった7人の計8人を除いた101人を奨学金を貸付ける候補者といたしました。

学力基準を満たしていなかった7人の方につきましては、結果通知の際に、今後の在学中の成績で来年度以降も申請ができることをお知らせする内容の文書を一緒にお送りさせていただいております。

社会人奨学金では、10人募集のところ、大学に1人の申請で、 この方は基準に達していましたので、奨学金を貸し付ける候補 者といたしました。 今後のスケジュールですが、9日に通知いたしまして、誓約書等必要書類を提出いただき、それを確認のうえで、9月20日に初回の貸付を行う予定としております。

以上、結果についての報告を終わらせていただきます。

○委員長

今の件についてご意見,ご質問のある方はどうぞ。

○沢野委員

選考基準ですけれども、先ほど、所得と学力基準というお話でしたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○学務課長

所得は収入の基準額があります。家計を支える方一人の収入に基づいて、ご家庭の状況が、お子さんが学校に行っていることなどで控除額があります。その基準の計算式に基づいてラインを決めております。学力につきましては、高等学校については、1年生は中学校での成績が平均で3.0以上。2年生以上の方が借りられる場合、1年生の時や2年生の時の成績が平均で3.0以上となっています。専修学校と短期大学は高校での平均が3.2以上となっています。5段階でなければ、過半数が良、B以上です。大学は高校の時の平均が3.5以上と、それぞれで基準が決まっております。

○沢野委員

社会人奨学金のほうは。

○学務課長

社会人は、いったん学校へ行かれて、働かれてまたという方もいらっしゃいます。これについては作文の課題がありまして、 それで審査をさせていただきます。

○佐藤委員

社会人の所得の基準というのはあるのですか。

○学務課長

社会人奨学生のほうは、本人の所得で416万円以下となっています。

○佐藤委員

例年,募集人員に対して募集人員以下で推移していたという 記憶があるのですけれども。

○学務課長

当初の奨学金制度が平成 19 年から始まっています。最初のころは募集人員を超えていたのですが、平成 21 年、平成 22 年の申請者が 148 人となっています。貸付者はそこから審査されます。採用して貸し付けた方の実績をお伝えします。平成 20 年は 133 人、平成 21 年は 136 人、平成 22 年は 139 人、平成 23 年は 121 人、平成 24 年は 121 人、これが採用の実績となります。

○委員長

傾向としては減少傾向にあると。

○佐藤委員

この奨学金の予算というのはこれまで一定でしたか。増やしたり減らしたりしていましたか。

○学務課長

前年の実績を見ながら、採用が減っていると人数を 5 人減ら したり、実績を見ながら決めています。

○佐藤委員

来年、消費税が上がるから、今年の基準にすると足りなくなるかもしれませんね。

○学務課長

今年は少し減りましたけれども、来年は分かりません。実績

のとおりに20人しっかり減らすとか,そういったことはしないようにしたいと思います。

○委員長

そのほかはよろしいですか。今、佐藤委員からもお話があったように、社会情勢や近年の傾向などを鑑みながら、いっぺんに変えるということでなくて、毎年検証して、あるべき姿というか、ベターな姿を担当の方が吟味をして、十分に検討して、蓄積をしていただきたいと思います。これで報告は終了いたします。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

10月定例会は10月21日(月)午後2時30分から,1 1月定例会は11月28日(木)午後3時00分から,12月 定例会は12月16日(月)午後3時30分から定例会を予定 しております。

第6 閉会宣言

○委員長

午後3時50分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員